

特別支援学校教諭免許状領域追加 免許法第5条の2第3項

【基礎資格・必要在職年数】

- 二種免許状 特別支援学校教諭の普通免許状を有すること（宮崎県教育委員会が発行した免許状）
 幼、小、中、義務教育学校、高、中等教育学校又は幼保連携認定こども園において最低在職年数 1年以上
- 一種免許状 特別支援学校教諭の普通免許状を有すること（宮崎県教育委員会が発行した免許状）
 特別支援学校の教員（所持している領域又は追加の定めを受けようとする領域を担当する教員に限る。）として最低在職年数 1年以上
- 専修免許状 特別支援学校教諭の普通免許状を有すること（宮崎県教育委員会が発行した免許状）
 特別支援学校の教員（所持している領域又は追加の定めを受けようとする領域を担当する教員に限る。）として最低在職年数 1年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること			二種免許状の必要単位		一種免許状及び専修免許状 必要単位		修得単位
特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目	知的	両方満たして	1	1単位以上	2	
	教育課程等に関する科目		1単位以上				
	心理等に関する科目	肢体	両方満たして	1	1単位以上	2	
	教育課程等に関する科目		1単位以上				
	心理等に関する科目	病弱	両方満たして	1	1単位以上	2	
	教育課程等に関する科目		1単位以上				
心理等に関する科目	視覚	1単位以上	2	1単位以上	4		
教育課程等に関する科目		1単位以上					
心理等に関する科目	聴覚	1単位以上	2	1単位以上	4		
教育課程等に関する科目		1単位以上					

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」＝「心理等に関する科目」

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」＝「教育課程等に関する科目」

専修・一種免許状の知的、肢体または病弱の領域を追加する際の「心理等に関する科目」の単位は「心理等・教育課程等を併せもつもの」でもよい。

（例1）「心理等・教育課程等を併せもつもの」と「教育課程等」を各1単位修得

（例2）「心理等」と「教育課程等」を各1単位修得